

熊本保健科学大学 IR推進委員会規程

(設置)

第1条 熊本保健科学大学（以下「本学」という。）に、本学の教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析し、本学の内部質保証、計画立案、政策形成、エンロールメント・マネジメント及び意思決定を支援することを目的として、熊本保健科学大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、学長の指示のもと、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) データベースを利用したデータ収集及び当該データベースの整備
- (2) 収集したデータ等の管理・分析
- (3) 情報の提供を通じた計画立案、政策形成及び意思決定の支援
- (4) 自己点検・評価等に必要な情報の提供
- (5) その他、本学の内部質保証に関する支援

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 委員長
 - (2) 委員
- 2 委員長は、本学職員のうちから学長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員は、学長が指名する若干名の専任教員及び事務局長が指名する若干名の職員をもって充てる。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てることができる。副委員長は、委員長を助け、委員長不在時にこれを代行する。

(任期)

第4条 前条による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の業務)

第5条 委員長は、次の業務を負う。

- (1) 委員会を招集すること
- (2) 委員会の議長として、議事を進行すること。
- (3) 学長からの諮問に対して、委員会の決定事項を上申すること。
- (4) 委員会の決定事項に基づいて、学長に提言を行うこと。

(会議)

第6条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は原則として毎月1回開催とする。
- 3 臨時会は委員長が必要と認めたとき、もしくは学長から審議・検討の指示があったときに

招集する。

4 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の成立)

第7条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 委員会に、特定の事項を検討処理させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会に付託された業務を行い、適宜委員会に報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、IR・情報システム室において行う。

2 委員会の議事に関する記録はIR・情報システム室が行い、委員会の承認を経たうえ、これを保管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。